

令和7年度 事業計画

一般社団法人茨城県農業会議

I 基本方針

農業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化、遊休農地の増大など生産基盤の脆弱化が進むとともに、人口減少に伴う国内市場の縮小や国際化の進展による国内外の産地間競争の激化、さらに国際情勢不安から生産資材や燃油の高騰など、今後一層厳しい環境に置かれることが予想される。

こうした中、政府は、食料安全保障の強化など国内外の食料情勢の変化に対応するため「食料・農業・農村基本法」を成立させた。次期食料・農業・農村基本計画においては、新たな食料自給率とその他の食料安全保障の確保に関する事項の目標とK P I（進捗状況を管理する目標）が定められ、その実現に向けた政策の具体化により、持続可能な農業の確立が求められている。

また、令和6年度には、地域の話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする「地域計画」が策定され、これまで以上に農地中間管理機構を軸とした担い手への農地集積・集約化を促進することとしている。併せて生産基盤の強化対策など農業の成長産業化を図るとともに、国土の保全など多面的機能を十分に発揮させ、農業・農村を次世代に継承していくために必要な整備を進め、永続して発展させていくこととしている。

県においては、本県農業の目指す姿を明らかにし、中長期的な視点に立った課題や政策の方向性について、農業者はもとより広く県民と共有するため、新たに「茨城農業の将来ビジョン」を策定し、「儲かる農業」の実現に向けて、施策が展開されている。

このような情勢を踏まえ、農業委員会組織は、農地の集積・集約化や遊休農地の解消、担い手の確保・育成を柱とする「農地利用の最適化」の取り組みをさらに強化していく必要がある。

茨城県農業会議は県、市町村、農業委員会や関係団体など会員組織との更なる連携のもと、組織に期待される機能と役割を果たし、成果を上げていくため、令和7年度の事業実施にあたっては、

- 1 優良農地の確保・集積・集約化の取り組みの強化
- 2 農地利用の最適化に向けた組織体制の強化
- 3 多様な担い手の確保対策等の推進
- 4 法人化等担い手の経営確立・発展支援
- 5 農業者・地域の課題に即した政策提案など農政活動の推進
- 6 農業・農村に関する情報提供活動の強化

の6項目を重点に掲げ、業務を確実に効果的に実施していくこととする。

Ⅱ 事業計画

1 優良農地の確保・集積・集約化の取り組みの強化

(1) 地域計画の実現を目指した担い手への農地の集積・集約化の促進

全市町村において策定された地域計画に基づき、農業委員会においては、市町村や農地中間管理機構等の関係機関と連携し、目指すべき農地利用の姿を示した目標地図の実行に活動に移すことから、農業を担う者への農地のマッチングを進める手法を提示するなど農地の利用調整活動を支援する。

また、引き続き、定期的に地域の話合いを通じて地域計画の修正や、必要に応じてタブレット端末等を活用して、農地所有者に対する今後の農地利用に関する調査や、農業を担う者に対する経営意向調査の実施など、地域計画のブラッシュアップ（内容の改善や最新の状態にするなど完成度を高める）を図る。

さらに、農業委員会の取り組み状況を把握し、活動の横展開や手法の共有を図り、より効果的な農地の利用調整活動の推進を目指す。

(2) 遊休農地・所有者不明農地等発生防止・解消等対策の推進

タブレット端末を利用した遊休農地の農地利用状況調査（農地パトロール）を推進し、調査方法の効率化と農地情報の精度向上を図る。また、把握した遊休農地については所有者の意向を確認し、貸付けを希望する者に対しては地域計画の実現に向けた取り組みに併せて、農業を担う者に対し農地のあっせんや利用関係の調整を行うとともに、農地中間管理機構の積極的活用を支援する。

特に、地域計画内や農地の集約化を阻害する所有者不明農地については、農地法や関係法に基づく手続を進め、利用調整を行うなど助言・支援する。

その他、相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度等の施行に伴う農地関連制度の周知についても支援する。

また、遊休農地の未然防止やその活用を進める観点から、農業参入等支援センターが行う参入希望企業等に対する農地情報の提供やマッチングなどの取り組みに協力する。

なお、現状が森林化しているなど農地としての利用が望めない農地については、非農地判断について支援する。

(3) 県並びに県農地中間管理機構等の連携強化

農業委員会、市町村等が行う農地の集積・集約化の取り組みを着実に推進するため、県並びに県農地中間管理機構（県農林振興公社）等と連携して、農業委員会等の取り組み状況を共有するなど活動を支援する。

(4) 農地法関係事務等の適正・円滑な執行

農業委員会から諮問を受けた30アールを超える農地転用案件について、常設審議委員会において適正に審議し意見を述べる。

農地の権利移転や農地転用許可に関する事務、違反転用処理、農地所有適格法人の要件確認事務等、農地制度における農業委員会の事務が適正・円滑に執行されるよう支援・協力を行う。

また、農地法の改正により農地法第3条申請に伴う属性の確認や適正審議について支援する。

2 農地利用の最適化の推進に向けた組織体制の強化

(1) 活動目標の設定と達成に向けた活動の強化

「農業委員会による最適化活動の推進等について(農林水産省経営局長等通知)」に基づく、農業委員会における最適化活動の目標設定など活動計画の作成支援を行う。また、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動の成果を取りまとめ、目標の達成状況について点検・評価を行い、次年度の活動に資するPDCAサイクルの助言、支援を進める。

さらに、農業委員・農地利用最適化推進委員による活動記録の徹底を図り、農業委員会総会等で定期的に活動状況や進捗状況を報告・確認するとともに、委員相互の情報の共有を図るよう支援する。

また、最適化活動目標の策定等に併せて、適宜「農地利用最適化指針」の見直しを支援する。

(2) 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動支援

農業委員や農地利用最適化推進委員に対して、農地利用最適化の取り組みを進めるために必要な関係法令、農地制度や各種施策さらには具体的な活動方法に関する研修を実施し、業務の確実な推進を支援する。

改選があった21市町村に対しては、新任委員に対する研修を行うなど農業委員会活動の強化に向け支援する。

(3) 農業委員会事務局職員に対する支援

農業委員会事務局職員に対しては、引き続き業務を推進するために必要な関係法令、各種施策等に関する研修を実施する。また、農地相談員を設置するとともに、適宜、本会職員も農業委員会からの農地等の相談に対応するなど相談体制を整備する。

(4) 農地台帳等の整備と農業委員会サポートシステムの活用推進

農地法第52条の2に基づいて作成する法定台帳である農地台帳については、農林水産省及び全国農業会議所が整備した「農業委員会サポートシステム」による電子化された農地情報の管理を進めるとともに、地域計画の目標地区の管理や遊休農地の利用状況調査などに必要なデータ整備と農地情報の地図化を支援する。

また、法令に基づき、住民基本台帳、固定資産台帳との突合を年1回以上行うなど情報の最新化を図り、農地利用の最適化や農地法関連業務の適性執行において同システムが有効に活用されるよう支援する。

(5) タブレット端末の利活用支援

農業委員会におけるタブレット端末を利用した遊休農地の利用状況調査や経営意向調査等を進めるため、農業委員や農地利用最適化推進委員等を対象とした研修に本会職員を派遣するなど、操作方法の習得や活用を支援する。

(6) 農業委員会組織活動関連予算の活用支援

農地利用の最適化を推進するため国が措置している機構集積支援事業、農地利用最適化交付金を積極的に活用して農業委員会活動が促進されるよう支援する。

特に農地利用最適化交付金については、最適化業務を担う委員の報酬への活用とともに、農地の集積・集約化、遊休農地の解消等に係る事務費の活用についても周知を図り利用促進を進める。

(7) 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に向けた支援

翌年度には15市町村で改選を迎えることから、農業委員等改選時の課題・問

題点の把握に努め、適宜相談対応を行うとともに、円滑な改選に向け情報の共有について支援する。

(8) 女性の農業委員等への登用促進及び活動支援

農業委員会における女性農業者の活躍を促進するため、女性の農業委員がゼロの市町村への登用促進に向けた働きかけを行う。また、多くの女性が農業委員並びに農地利用最適化推進委員に登用されるよう、市町村長や議会議長など関係方面に働きかけを行うとともに、女性の委員を会員とする「いばらき農業委員会女性協議会」の活動を支援する。

3 多様な担い手の確保対策等の推進

(1) 日常的な就農相談の実施と就農相談会等の開催

県農林振興公社や県農業法人協会と連携を図りながら、農業法人等の求人情報の提供を行うとともに、就農相談会「新農業人フェア」に併せ、農業法人との合同会社説明会を開催するなど、新規就農希望者に対する情報提供活動を行う。

(2) 新規就農者育成総合対策を活用した雇用就農の推進

農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、生産技術や経営ノウハウ等を習得させる研修を実施する場合に助成金を交付する「雇用就農資金」を積極的に活用し、新規就農者に対する農業法人等への雇用就農を促進する。

農業法人等の人材育成と経営確立に向けて、より一層成果が上がるよう経営者組織と連携した研修会の開催等を推進する。また、これらの雇用就農者が茨城農業の優れた担い手として定着できるよう、さらに独立就農する際には、中核的な経営体に発展できるよう必要な支援を行う。

4 法人化等担い手の経営確立・発展支援

(1) 農業経営の法人化、経営発展の支援強化

本県農業の担い手の法人化や経営規模拡大、人材の確保・育成等を支援するとともに、農業経営の法人化や企業参入の推進を目的として設立された「茨城県農業参入等支援協議会」と連携し、担い手の経営発展を支援する。

また、引き続き、法人化の相談窓口を設置して相談をきめ細かく実施することにより、農業経営の法人化と経営発展を支援する。

(2) 担い手の経営確立に向けた支援

認定農業者等担い手の経営改善・経営能力向上を支援するため、複式農業簿記記帳や青色申告等に関する研修会を開催するとともに、農業経営の収入減少を補填する「収入保険制度」など農業経営に有益な情報を担い手に対して提供する。

また、担い手相互の研鑽による経営改善を支援する。

(3) 農業者年金の普及・加入促進の取り組み強化

農業者年金を農業者の老後生活の安定と円滑な経営継承を図るのみならず、本県農業の担い手を育成する重要施策と位置づけ、農業委員会とJA営農渉外部門や県普及組織等と連携し普及・加入促進に取り組む。

※令和7年1月末における加入者数は、2,300人

(4) 経営者組織の活動支援

農業会議は、長年にわたり各組織等の支援・協力を行ってきたところであり、今後とも、県段階の組織である「茨城県認定農業者協議会」、「茨城県農業法人協会」、「茨城県稲作経営者会議」の活動を支援する。

◆茨城県農業会議が事務局を担当する農業者組織（令和7年3月現在）

| 組織名 | 設立年月日 | 会員数 |
|-------------|-------------|-------|
| 茨城県認定農業者協議会 | 平成13年10月22日 | 36組織 |
| 茨城県農業法人協会 | 平成10年7月7日 | 85社 |
| 茨城県稲作経営者会議 | 昭和52年3月31日 | 27経営体 |

5 農業者・地域の課題に即した政策提案など農政活動の推進

(1) 農業者・地域の声を積み上げ農政に反映させる活動の推進

地域の農業者等との意見交換等を通して現場の声を積み上げ、農地利用最適化推進施策の改善や農業経営の確立・体質強化に関する課題などについて、国・県に対して意見提出を行う。

(2) 農業・農村の持続的発展に向けた農政活動の推進

農林漁業関係団体で組織する「茨城県農林水産業関係団体連絡会」と連携し、農業・農業者の持続的な発展を図るために必要な施策に関する要請活動を行う。

(3) 調査活動の推進

担い手への農地の集積・集約化、農業経営の効率化など地域農業の振興の基礎資料とするため、農地取引価格の動向や農作業料金・農業労賃等の実態、新規就農者の農地所有等について調査するとともに、農政の動きに対応するため、必要に応じて調査ならびに情報収集・提供を実施する。

6 農業・農村に関する情報提供活動の強化

(1) 全国農業新聞の普及推進

農政や農業経営、農地利用の最適化などについて、広く農業者等へ確実に情報を提供するため、全国農業新聞の普及推進を図る。そのため、農業委員・農地利用最適化推進委員への皆購読を推進するとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員1人あたり毎年1部の増部を目標として普及推進を図る。

*令和6年12月末現在における購読部数は、2,628部（前年対比22部減）。

(2) 全国農業新聞購読者向けの附帯サービス等の普及推進

農業者の経営能力向上に関する情報提供や、全国農業新聞普及推進のため、新聞購読者が農業簿記や青色申告について学べるオンラインサービス「スタディあぐり」の利活用等についてPRを行う。

(3) 全国農業図書の普及推進

農業関係の専門図書である全国農業図書については、研修会や会議等での利用促進に向けて、各会議やメールでのPR活動に加え、市町村部局や関係機関に対する普及推進を行い、さらなる活用促進を図る。

(4) 農業委員会における情報発信の推進

「情報提供活動」は、農業委員会法において農業委員会の業務として明記されている。農業委員会活動や農業情勢、身近な地域の農業に関する情報を提供していくことは、地域の農業者や住民に対し、農地利用の最適化に対する理解を促進させるために必要なことであるから、従来にも増して農業委員会だよりや市町村広報誌を活用した取り組みを支援する。

(5) 茨城県農業会議のホームページを活用した農業関係情報の発信

茨城県農業会議のホームページを活用して、農業会議の取り組んでいる各種事業や経営者組織活動等について情報発信を行う。